#### ○空家等対策の推進に関する特別措置法

(平成26年11月27日 法律第127号)

(目的)

- 第1条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村(特別区を含む。第10条第2項を除き、以下同じ。)による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。(定義)
- 第2条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。
- 2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(空家等の所有者等の責務)

第3条 空家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、 空家等の適切な管理に努めるものとする。

(市町村の責務)

第4条 市町村は、第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(基本指針)

- 第5条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な 指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。
- 2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - ー 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
  - 二 次条第1項に規定する空家等対策計画に関する事項
  - 三 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。
- 4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(空家等対策計画)

- 第6条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、 空家等に関する対策についての計画(以下「空家等対策計画」という。)を定めることができる。
- 2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
  - 二 計画期間
  - 三 空家等の調査に関する事項
  - 四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
  - 五 空家等及び除却した空家等に係る跡地(以下「空家等の跡地」という。)の活用の促進に関する事項
  - 六 特定空家等に対する措置(第14条第1項の規定による助言若しくは指導、同条第2項の規定による勧告、 同条第3項の規定による命令又は同条第9項若しくは第10項の規定による代執行をいう。以下同じ。)その 他の特定空家等への対処に関する事項
  - 七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
  - 八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
  - 九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項
- 3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

(協議会)

- 第7条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。
- 2 協議会は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、 不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。
- 3 前2項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(都道府県による援助)

第8条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整 その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(立入調査等)

- 第9条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。
- 2 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
- 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (空家等の所有者等に関する情報の利用等)
- 第10条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する 区域においては都が処理するものとされているもののために利用する目的で都が保有する情報であって、特別 区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、 この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。 (空家等に関するデータベースの整備等)
- 第11条 市町村は、空家等(建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、 又は管理するもの(周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。)を除く。以下 第13条までにおいて同じ。)に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために 必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第12条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言 その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第13条 市町村は、空家等及び空家等の跡地(土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。)に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(特定空家等に対する措置)

- 第14条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他 周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置(そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれの ある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。 次項において同じ。)をとるよう助言又は指導をすることができる。
- 2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。
- 3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

- 5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から5日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に 代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
- 6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第3項の措置を命じようとする者 又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第3項の規定によって命じようとする措置 並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の3日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公 告しなければならない。
- 8 第6項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
- 10 第3項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき(過失がなくて第1項の助言若しくは指導又は第2項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第3項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。)は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 11 市町村長は、第3項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で 定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 12 前項の標識は、第3項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 13 第3項の規定による命令については、行政手続法(平成5年法律第88号)第3章(第12条及び第14条を除く。) の規定は、適用しない。
- 14 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。
- 15 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

(財政上の措置及び税制上の措置等)

- 第15条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施 に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要 な財政上の措置を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。 (過料)
- 第16条 第14条第3項の規定による市町村長の命令に違反した者は、50万円以下の過料に処する。

2 第9条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、20万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第9条第2項から第5項まで、第14条及び第16条の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成27年政令第50号で、本文に係る部分は、平成27年2月26日から、ただし書に係る部分は、平成27年5月26日から施行)

(検討)

2 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

#### 〇沼田市空家等対策の推進に関する条例

平成 30 年 3 月 27 日 条例第 19 号

#### (目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)に定めるもののほか、空家等の適切な管理及び活用の促進に関し必要な事項を定めることにより、安全で安心なまちづくりに資することを目的とする。

#### (定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 空家等 法第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 特定空家等 法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。
- (3) 所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。

#### (市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、空家等の発生を未然に防止するよう努めるとともに、必要な施 策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

#### (所有者等の責務)

第4条 所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任において空家等の適切な管理に 努めなければならない。

#### (市民の協力)

- 第5条 市民は、空家等が及ぼす生活環境への影響について理解を深めるとともに、市が実施する空家等に関する施策に協力するものとする。
- 2 市民は、適切に管理されていない空家等を発見したときは、速やかに市にその情報を提供するものとする。

#### (空家等対策計画)

第6条 市は、法第6条第1項の規定により、空家等対策計画を定めるものとする。

#### (協議会)

- 第7条 市は、法第7条第1項の規定により、沼田市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。
- 2 協議会は、法第7条第1項に定めるもののほか、次に掲げる事項を協議するものとする。
- (1) 特定空家等の認定に関すること。
- (2) 特定空家等に対する措置に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。
- 3 協議会は、委員9人以内で組織する。
- 4 委員は、市長のほか、法務、不動産、建築等に関する学識経験者その他の市長が必要と認めた者のうちから市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後 も、同様とする。

#### (緊急安全措置)

- 第 8 条 市長は、空家等に起因して人の生命、身体又は財産に被害が生じるおそれがあり、かつ、当該被害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該被害を防止するために必要最小限度の措置を講ずることができる。
- 2 市長は、前項の措置を講じようとする場合においては、あらかじめ、当該措置を講じようとする所有者等に対し、当該措置に係る空家等の所在地及び当該措置の内容の通知(過失がなくて当該所有者等を確知することができない場合にあっては、公告)をしなければならない。ただし、緊急かつやむを得ないと認められる場合は、当該措置を講じた後に当該所有者等に通知又は公告するものとする。
- 3 市長は、第1項の措置に要した費用を当該措置に係る所有者等に請求するものとする。
- 4 市長は、第1項の措置を講じたときは、当該措置の内容を協議会に報告するものとする。

#### (空家等及び空家等の跡地の活用等)

第 9 条 市は、法第 13 条の規定により、空家等及び空家等跡地(土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は周辺の環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものを除く。)に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるものとする。

#### (委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

#### ○沼田市空家等対策の推進に関する条例施行規則

平成30年3月27日 規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)及び沼田市空家等対策の推進に関する条例(平成30年条例第19号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法及び条例において使用する用語の例による。 (協議会の組織)

- 第3条 条例第7条第1項に規定する沼田市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)の会長は、市長をもって充てる。
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ指定する委員がその職務を代 理する。
- 4 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 5 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 6 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 8 協議会の庶務は、建築住宅課において処理する。

(緊急安全措置)

- 第4条 条例第8条第2項本文の規定による通知は、緊急安全措置実施通知書(別記様式第1号)により行う。
- 2 市長は、条例第8条第1項の措置を講じた後、空家等の所有者等に対し、緊急安全措置完了 通知書(別記様式第2号)により、当該措置が完了した旨を通知する。ただし、当該措置の内容 が軽微であり、かつ、過失がなくて所有者等を確知することができない場合にあっては、この限 りでない。

(立入調査の手続等)

第5条 法第9条第3項の規定による通知は、立入調査事前通知書(別記様式第3号)により行

う。

- 2 法第9条第4項の身分を示す証明書は、立入調査員証(別記様式第4号)とする。 (助言又は指導)
- 第6条 法第12条及び法第14条第1項の規定による助言は口頭又は文書により、同項の規定による指導は指導書(別記様式第5号)により行う。

(勧告)

第7条 法第14条第2項の規定による勧告は、勧告書(別記様式第6号)により行う。 (命令)

- 第8条 法第14条第3項の規定による命令は、命令書(別記様式第7号)により行う。
- 2 法第14条第4項の通知書は、命令に係る事前通知書(別記様式第8号)とする。
- 3 法第14条第4項の意見書の提出期限は、同項の通知書の交付の日から14日以内とする。 (意見聴取の請求等)
- 第9条 法第14条第5項の規定による請求は、意見聴取請求書(別記様式第9号)により行う。
- 2 法第14条第7項の規定による通知は、意見聴取通知書(別記様式第10号)により行う。 (代執行の手続等)
- 第10条 法第14条第9項の規定により行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところに従い市長が自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせる場合における同法第3条第1項の文書は戒告書(別記様式第11号)とし、同条第2項の代執行令書は代執行令書(別記様式第12号)とし、同法第4条の執行責任者たる本人であることを示すべき証票は執行責任者証(別記様式第13号)とする。

(標識)

第11条 法第14条第11項の標識は、標識(別記様式第14号)とする。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

檪

沼田市長

믒

# 緊急安全措置実施通知書

るので、同条第2項の規定により次のとおり通知し、当該措置を講じた後に同条第3項の規定に 命、身体又は財産に被害が生じるおそれがあり、当該被害を防止するために必要な措置を講ず 沿田市空家等対策の推進に関する条例第8条第1項の規定により空家等に起因して人の生 より当該措置に要する費用を請求します。

- 1 措置を講ずる空家等
  - (1) 所在地
- (2) 所有者等の住所及び氏名
- 2 措置を講ずる日
- 日までの 皿 件 日から 皿

三田

- 3 講ずる措置の内容
- 措置を講ずる理由

4

5 措置に要する費用(概算)

田

様式第2号(第4条関係)

中日

贶

皿 第 年 禁

中日 皿 策 年 贶

沼田市長

믒

# 緊急安全措置完了通知書

沿田市空家等対策の推進に関する条例第8条第1項の規定により、空家等に起因して人の生 命、身体又は財産に被害が生じるおそれがあり、当該被害を防止するために必要な措置を講じ たので、次のとおり通知します。

なお、当該措置に要した費用は、次に定める納期限までに納付してください。

- 1 措置を講じた空家等
  - (1) 所在地
- (2) 所有者等の住所及び氏名
- 2 措置を講じた日 年 月

日までの 皿 併 日から

三田

- 3 講じた措置の内容

  - 4 措置を講じた理由5 措置に要した費用6 納付方法7 費用の納期限

Ш 皿 #

田

3

様式第3号(第5条関係)

椞

中日 皿 第 年 咒

沼田市長

믒

立入調査事前通知書

空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定により、あなたが所有し、又は管理 する空家等の立入調査を次のとおり行いますので、その旨を同条第3項の規定により通知しま

- 1 対象となる空家等の所在地
- (午前,午後 Ш 皿 卅 2 立入調査の日時

尔 欪

3 立入調査に至った理由

様式第4号(第5条関係)

(表面)

卓 無

立入調査員証

所 職 氏 生 属 名 名 日 工 日 日 日 日 日 日

Ш 皿

#

上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定による立入調査 の権限を有する者であることを証明する。

日まで有効) 皿 卅 日発行( 皿 枡

沼田市長

믒

この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 **憲** 

(裏面)

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)(抜粋)

(立入調査等) 第9条(略)

- て、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせる 2 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度におい ことができる。
  - 通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、 所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場 この限りでない。
- 4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証 明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
  - 5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈しては ならない。

様式第5号(第6条関係)

叩 無 贶

Ш 皿 枡

華

믒 沼田市長

あなたが所有し、又は管理する空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2 項に規定する特定空家等に該当すると認められたため、同法第14条第1項の規定により、次の とおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るための必要な措置をとるよう指導します。

- 1 対象となる特定空家等
  - (1) 所在地
- (5) 囲
- (3) 所有者等の住所及び氏名
  - 2 指導に係る措置の内容
- 指導に至った理由
- 措置の期限

Ш 

枡

(職名) 指導に係る責任者 上記2の必要な措置をとった場合は、遅滞なく上記5の責任者に報告してください。 

- 正当な理由なく、上記4の期限までに上記2の必要な措置をとらなかった場合は、空家等対 策の推進に関する特別措置法第14条第2項の規定により当該措置をとることを勧告するこ とがあります。 N
- の適用を受けている場合にあっては、勧告により当該敷地について、当該特例の対象から除 上記1に係る敷地が、地方税法(昭和25年法律第226号)第349条の3の2又は同法第7 02条の3の規定により、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例 外されることとなります。 ო

様式第6号(第7条関係)

椞

中田 皿 第年 咒

믒

沼田市長

### 勧告書

り指導しましたが、当該特定空家等の状態が改善されていないと認められるため、空家等対策の 推進に関する特別措置法第14条第2項の規定により、次のとおり必要な措置をとるよう勧告しま 日付け沼 皿 枡 あなたが所有し、又は管理する特定空家等に関し、

- 1 対象となる特定空家等
  - (1) 所在地
- (2) 所有者等の住所及び氏名
- 2 勧告に係る措置の内容
- 4 勧告に至った理由 3 措置の期限
- 勧告責任者

Ш

皿

件

(氏名) (職名)

- 上記2の必要な措置をとった場合は、遅滞なく上記5の責任者に報告してください。 | |
- 対策の推進に関する特別措置法第14条第3項の規定により、当該措置をとることを命ずるこ 上記3の期限までに正当な理由がなくて上記2の必要な措置をとらなかった場合は、空家等 とがあります。 N
- この勧告により、特定空家等に係る敷地は、地方税法第349条の3の2の規定による住宅用 地に対する固定資産税の課税標準の特例及び同法第702条の3の規定による住宅用地等 に対する都市計画税の課税標準の特例の適用の対象から除外されることとなります。 ო

様式第7号(第8条関係)

пΙг 紙

咒

Ш 皿 #

榛

믒 沼田市長

### 命令書

号により、必要な措 置をとることを命令する旨を事前に通知しましたが、当該勧告及び通知に係る必要な措置がとられ ていないため、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第3項の規定により、次のとおり必 日付け沼 匹 日付け沼 # 皿 あなたが所有し、又は管理する特定空家等に関し、 件 必要な措置をとるよう勧告するとともに、 要な措置をとることを命じます。

- 1 対象となる特定空家等
- (1) 所在地
- (2) 所有者等の住所及び氏名
- 命令に係る措置の内容 N
- 措置の期限

Ш

皿

件

- 命令するに至った理由
- 命令の責任者
- (氏名) (職名)
- 注1 上記2の必要な措置をとった場合は、遅滞なく上記5の責任者に報告してください。
- この命令に違反した場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法第16条第1項の規定 により、50万円以下の過料に処せられます Q
- 上記3の期限までに上記2の措置を履行しない場合、履行しても十分でない場合又は履行し ても同期限までに完了する見込みがない場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法第 14条第9項により、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。 ო

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、沼田市 長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か 月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなり
- して (訴訟において沼田市を代表する者は、沼田市長となります。) 処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。 ただし、上記1の審査請求とした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沼田市を被告と N

様式第8号(第8条関係)

搸

卓 無 贶 Ш 皿 併

沼田市長

믒

## 命令に係る事前通知書

り必要な措置をとるよう勧告しましたが、当該勧告に係る必要な措置がとられていません。このま ま当該措置がとられない場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第3項の規定 により、必要な措置をとることを命ずることになりますので、同条第4項の規定により、次のとおり 日付け沼 # あなたが所有し、又は管理する特定空家等に関し、 通知します

に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができます。この なお、あなたは、同法第14条第4項の規定により、意見書及びあなたに有利な証拠を提出する ことができるとともに、同条第5項の規定により、この通知の交付を受けた日から5日以内に市長 場合において、あなたは、代理人を選任し、当該代理人にこれらの手続を行わせることができま

- 1 対象となる特定空家等
- (1) 所在地
- (2) 所有者等の住所及び氏名
  - 2 命じようとする措置の内容
- 3 命じようとする理由
- 4 意見書の提出先又は公開による意見の聴取の請求先
  - (1) 提出先又は請求先 電話番号 3
- 意見書の提出期限

Ш

皿

上記2の必要な措置をとった場合は、遅滞なく上記4に示す者を報告してください。

様式第9号(第9条関係)

年月

Ш

沼田市長 様

請求者 住所

E E

## 意見聴取請求書

年 月 日付け沼 第 号による命令に係る事前通知書を受領しましたので、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第5項の規定により、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求します。

様式第10号(第9条関係)

椞

沼 第 号

年 月 日

沼田市長

믒

## 意見聴取通知書

年 月 日付けで提出のあった意見聴取請求書により、公開による意見の聴取を開催するため、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第7項の規定により、次のとおり通

なお、同項の規定により、命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を公示していることを申し添えます。

- 1 対象となる特定空家等
  - (1) 所在地
- (2) 所有者等の住所及び氏名
- 2 意見の聴取を行う者の住所及び氏名
  - 3 命じようとする措置の内容
- 4 意見の聴取の期日及び場所

注 空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第8項の規定により、意見の聴取に際して、 証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができます。

様式第11号(第10条関係)

卓 紙 贶

Ш 皿 枡

榛

ᇤ 沼田市長

## 戒告書

业 より必要な措置をとるよう命じましたが、現在に至っても当該措置がとられていません。 日付け沼 皿 件 あなたが所有し、又は管理する特定空家等について、

日までに当該措置を履行するよう、行政代執行法第3条第1項 別措置法第14条第9項の規定による代執行を行い、これに要した費用を同法第5条の規定によ なお、指定された期限までに当該措置が履行されない場合は、空家等対策の推進に関する特 の規定により、あらかじめ戒告します。 つきましては、

また、当該代執行により、物件及びその他の資材について損害が生じてもその責任を負わない ことを申し添えます

り、あなたから徴収します。

- 1 代執行の対象となる特定空家等
- (1) 所在地

  - 出派 8
    - 構  $\widehat{\mathfrak{S}}$
- ア 建築面積 (4) 規模

平方メートル 平方メートル

> 所有者等の住所及び氏名 イ 延べ床面積 (2)

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、沼田市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなく なります。)。
  - この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沼田市を被告として(訴訟において沼田市を代表する者は、沼田市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分 だし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から 起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。 の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。 Ø

様式第12号(第10条関係)

搸

卓 無 贶 皿 枡

Ш

沼田市長

믒

代執行令書

**戒告を行いましたが、指定の期限までに当該措置が履行されていないため、空家等対策の推進** に関する特別措置法第14条第9項の規定により、次のとおり代執行を行いますので、行政代執 日付け沼 皿 # あなたが所有し、又は管理する特定空家等について、 行法第3条第2項の規定により通知します。

代執行により、物件及びその他の資材について損害が生じてもその責任を負わないことを申し添 なお、同法第5条の規定により、当該代執行に要した費用をあなたから徴収します。また、当該 えます。

- 1 代執行の対象となる特定空家等
- (1) 所섞
- (2) 所有者等の住所及び氏名
- 2 代執行を行う時期

日までの (氏名) 皿 (職名) 件 日から

三田

3 執行責任者

4 代執行に要する費用(概算)

E

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、沼田市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなく
  - なります。)。 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沼田市を被告 として(訴訟こおいて沼田市を代表する者は、沼田市長となります。)処分の取消しの訴えを提起すること だし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から 起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。 ができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。 た a

様式第13号(第10条関係)

(表面)

邖

無

執行責任者証

上記の者は、次の行政代執行の執行責任者であることを証明する。

(職名) (氏名)

믒

号) 記載の沼田市 紙 月 日付け沼 1 代執行をなすべき事項 代執行令書(

番地の建築物の除却 2 代執行をなすべき時期

日までの間 皿 # 月 日から ₩

(裏面)

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)(抜粋)

(特定空家等に対する措置)

第14条(略)

者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了 する見込みがないときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところに従い、自ら義 9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた 務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

10~15(騔)

行政代執行法(昭和23年法律第43号)(抜粋)

第4条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人である ことを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

様式第14号(第11条関係)

次の特定空家等の所有者等に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第3項の 規定により、必要な措置をとることを命じた。

皿 件 沼田市長

믑

1 対象となる特定空家等

(1) 所在地

(2) 用途

2 措置の内容

3 命ずるに至った理由

(職化) 4 命令の責任者

(氏名)

# 5 措置の期限

Ш

皿

9

#### 沼田市空家等対策協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第7条 第3項の規定に基づき、沼田市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)の運営に関して、沼田 市空家等対策の推進に関する条例及び沼田市空家等対策の推進に関する条例施行規則で定め るもののほか、必要な事項を定める。

(招集)

第2条 協議会の会議の招集は、会議の7日前までに日時・場所及び協議内容を示して委員に通知しなければならない。

(委員の欠席)

第3条 会議を欠席する委員は、代理人を会議に出席させ、又は他の委員に議決権の公使を委任することはできない。

(会議の公開の方法等)

第4条 会議の公開は、傍聴によるものとする。ただし、会議の審議内容が次の各号のいずれかに該当するときは、会長は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

- (1) 沼田市情報公開条例(平成10年沼田市条例第1号)第6条に規定する公開しないことができる情報に関する事項
- (2) その他会議を公開することにより、構成・円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる事項
- 2 傍聴者の定員は、5名とする。
- 3 傍聴を希望する者は、会議の開会時刻の30分前から開会時刻までに会場の受付に申し出なければならない。なお、傍聴を希望する者が、前項に規定する定員を超える場合は、先着順により決定するものとする。

(傍聴者の守るべき事項等)

第5条 傍聴者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) みだりに席を離れないこと。
- (2) 会場内において写真やビデオの撮影及び録音をしないこと。
- (3) 会議の妨害となる行為その他会場の秩序を乱す行為をしないこと。
- 2 前項の規定に違反し、議長に退出を命じられた傍聴者は、速やかに退出しなければならない。 (会議開催の事前公表)

第6条 協議会は、会議を開催するに当たっては、会議開催の知らせを当該会議の開催の7日前までに、市ホームページに掲載するものとする。

(会議録の作成)

第7条 会議録は、会議ごとに次に掲げる事項について作成しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所並びに出席者の氏名
- (2) 協議の経過概要
- (3) その他、議長が必要と認めた事項
- 2 会議録には、議長及び議長が指名する2人の委員が署名しなければならない。

(会議結果等の公開)

第8条 協議会は、支障のない限り、会議録及び会議資料を庶務担当窓口において1年間閲覧に供し、併せて市ホームページに掲載するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか空家等対策協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

沼田市空き家実態調査アンケート報告書

平成29年11月 建築住宅課

#### 1. アンケート調査の概要

#### 1.1 アンケート調査の目的

本市では、人口減少や高齢化を背景に、空き家の増加が進んでいると考えられる。

平成 25 年度の住宅土地統計調査では、群馬県で 150,100 戸、沼田市で 3,750 戸が空き家という調査結果となった。

平成 27 年 5 月に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、市町村の 責務が明確になり、県内でも、多くの市町村で空き家対策の取り組みが本格化 されてきたところである。

本市も他市町村の状況を鑑み、平成28年度に地元区長へ空き家調査を依頼 し、空き家の実数を把握した。

本年度は、空き家所有者へアンケートを実施することにより、空き家の詳細 な実態を把握することとした。

本調査は、今後、本市空き家に関する施策を推進するための基礎資料にすることを目的とする。

#### 1.2 アンケート調査の方法

#### (1) 調查対象

平成 28 年度の空き家実態調査で空き家として報告があった物件

#### (2)調査期間

平成 29 年 8 月下旬から 9 月 30 日

#### (3)調査項目

設問を 22 設定し、空き家の期間、築年数、管理者及び管理の状況、今後の方針について、調査した。

#### 2.アンケート調査結果

#### 2.1 アンケート調査結果

平成 28 年度に行った区長調査では、市内に 815 件の空き家があると報告があった。その中で、特に危険であると報告を受けた、64 件を、職員で調査し、早急に対応が必要な空き家 11 件を確認した。11 件については、アンケート調査を待たず、個別に指導を行い、指導に応じた物件は対象外とした。

また、区画整理区域内の物件、不動産業者管理の物件、管理者、所有者とも不明な物件は、今回の調査の対象外とした。

よって、アンケートの対象は、753件である。

アンケートの有効回答数は、425件であった。

電話連絡で回答があった物件は、8 件であり、回答の合計は 433 件であり、回答率は 57.50%であった。

回答のあった 433 件で空き家でないと回答があった物件は、アンケートで 73 件、電話回答で 7 件の計 80 件であった。

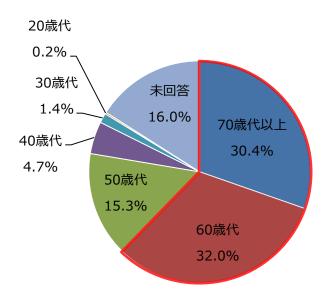
また、回答者の所在別の割合で見てみると、市内の回答率は、45.8%であった。 さらに、危険空き家になりやすい、何も管理を行っていない空き家は、42件で あった。

#### 2.2 アンケート回答者の基本情報

#### 2.2.1 空き家所有者(管理者)の年齢(Q20)

空き家所有者(管理者)の年齢は、60歳以上が62%となっている。

2.2.1 年齢 (n=425)



#### 2.2.2 空き家所有者(管理者)の所在(Q21)

空き家所有者(管理者)の所在は、72%が市内及び県内に在住となっている。

2.2.2 所在 (n=426)

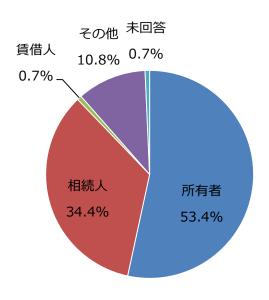


#### 2.2.3 空き家と回答者の関係(Q1)

空き家の回答者は、所有者が53%と多く、次いで相続人が34%となっている。

その他の関係者としては、親族(子、孫、甥、兄弟)が多くを占めている。

#### 2.2.3空き家回答者との関係 (n=427)



#### 2.3 空き家の状況について

#### 2.3.1 空き家率について(Q2)

回答のあった空き家に対しての実際の空き家率は80%であった。

 0.9%
 未回答

 空き家でない
 1.9%

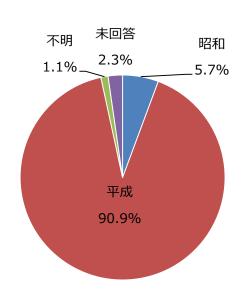
 17.1%
 空き家

 80.0%

不明 **2.3.1空き家の比率(n=426)** 

#### 2.3.2 空き家になった時期(Q2)

空き家になった時期は、平成が 90%を占め、 3 0 年以内でほとんどの家が空き家になったことがわかる。

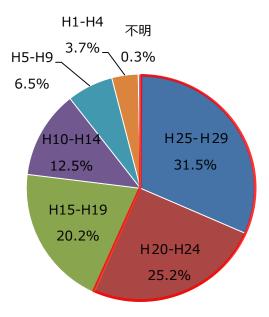


2.3.2空き家になった時期(n=353)

#### 2.3.3 平成以降に空き家になった時期の割合(Q2)

平成20年から10年以内の空き家が56%で急速に空き家が増えている状況がわかる。

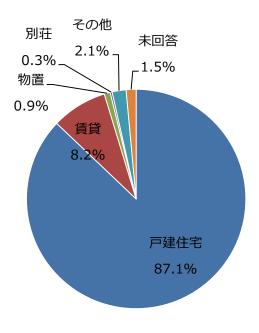
#### 2.3.3平成以降の空き家の割合 (n=320)



#### 2.3.4 空き家になる前の利用形態(Q3)

空き家になる前は、住宅としての利用が87%となっている。

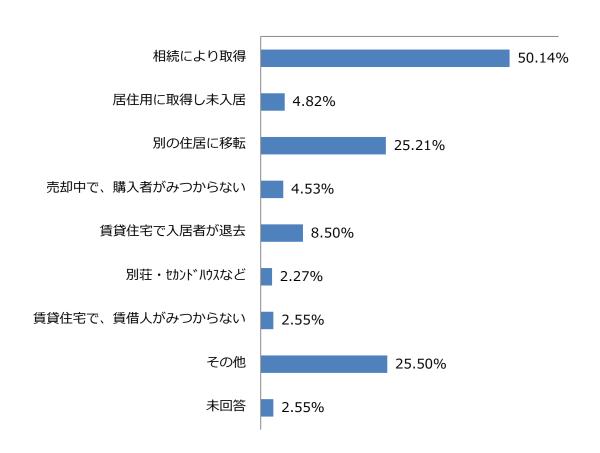
#### 2.3.4空き家になる前の利用形態 (n=341)



#### 2.3.5 空き家になったきっかけ(Q8)

空き家になったきっかけは、相続により取得が 50%であった。 また、その他の意見でも居住者の死亡や施設への移転が多数を占めている。

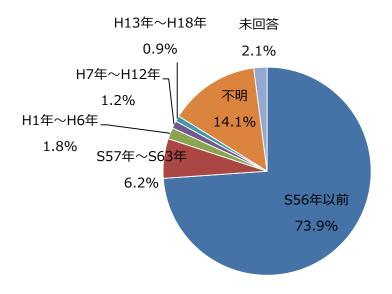
#### 2.3.5空き家になったきっかけ(n=353) ※複数回答



#### 2.3.6 空き家の建設時期(Q4)

空き家の建設時期は、S56 年以前が、73%で、ほとんどの住宅で耐震性がないことがわかる。

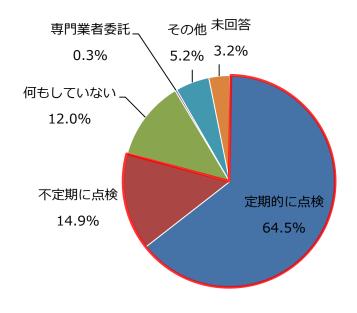
#### 2.3.6空き家の建設時期(n=341)



#### 2.3.7 空き家の維持管理をどうしているか(Q5)

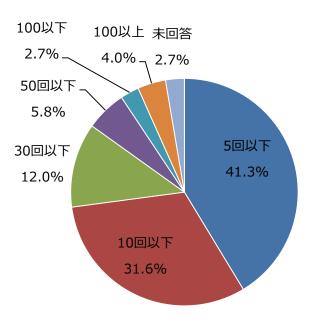
定期、不定期合わせて、79%が何かしらの維持管理を行っている反面、 12%の空き家が、何もされておらず、危険な空き家になる可能性を含ん でいる。

#### 2.3.7空き家の維持管理(n=349)



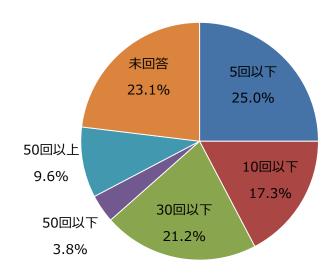
2.3.8 空き家を定期的に点検している人の年回数(Q5)5 回以下が全体の41%であり、2~3ヶ月に1度は、空き家を点検していることがわかる。

#### 2.3.8定期的に点検をしている年回数 (n=225)



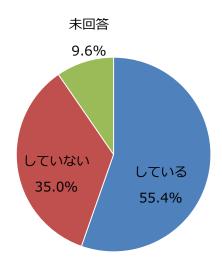
2.3.9 不定期に空き家を点検している過去の回数(Q5)5 回以下が 25%となっている。

#### 2.3.9不期的に点検している過去回数(n=52)



## 2.3.10 空き家の相続登記の状況(Q9)相続登記をしている人は55%であった。

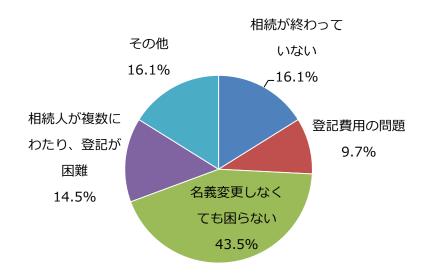
2.3.10空き家の相続登記の状況(n=177)



#### 2.3.11 相続登記をしない理由(Q10)

相続登記をしない理由は、名義変更をしなくても困らないが 43%であった。

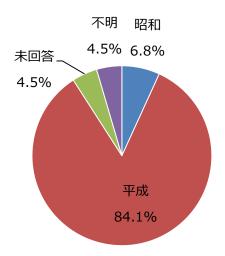
#### 2.3.11相続登記をしない理由 (n=62)



- 2.4 何も管理されていない空き家の状況
- 2.4.1 何も管理していない空き家の空き家なった時期(Q2) 空き家になった時期は、平成が84%を占め、空き家全体とほぼ同じであった。

#### 2.4.1何もしていない空き家の空き家になった時期

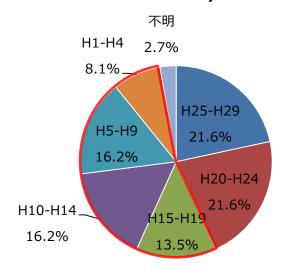
(n=44)



2.4.2 何も管理していない空き家の平成以降の空き家になった時期(Q4) 空き家の割合は、10年以上何もしていない空き家が54%もあり、今後、 危険空き家へ移行してもおかしくない状況である。

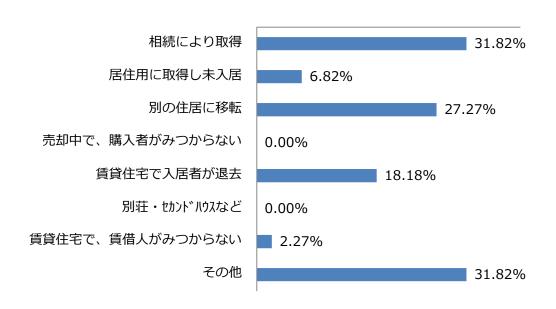
2.4.2何も管理していない空き家になった時期

(n=37)



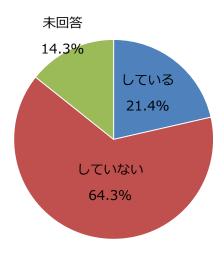
2.4.3 何も管理されていない空き家の空き家になったきっかけ(Q8) 空き家になったきっかけは、相続により取得が 31%であった。また、その他の意見でも、居住者の死亡、移転が多数を占めており、管理されている空き家と変らない状況である。

## 2.4.3何も管理していない空き家の空き家になったきっかけ (n=44) ※複数回答



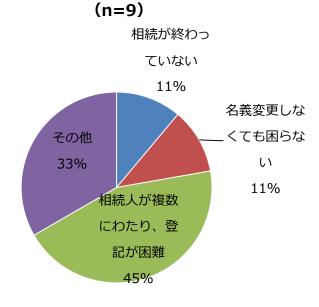
2.4.4 何も管理していない空き家の相続登記の状況(Q9) 相続登記をしていないが 64%となっており、管理されている空き家より、未登記が多いことがわかる。

#### 2.4.4何も管理していない空き家の相続登記(n=14)



2.4.5 何も管理していない空き家の相続登記をしない理由(Q10) 相続人が複数にわたり、相続が困難であるが 45%であった。相続人が 特定出来ない場合、管理不全になる傾向にあることがわかった。

#### 2.4.5何もしていない空き家の相続をしない理由

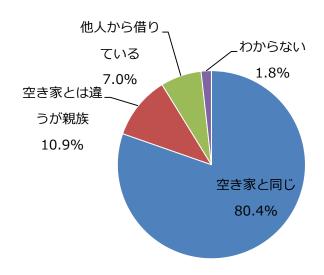


#### 2.5 空き家の土地について

#### 2.5.1 空き家の土地の所有者の状況(Q6)

土地と建物が一緒の所有者は80%であり、解体、活用においても、支障をきたす物件は少数であることがわかった。

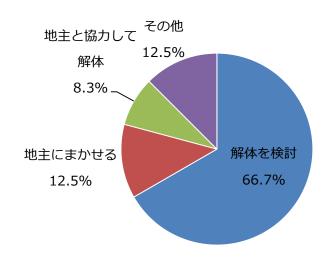
#### 2.5.1空き家の土地所有者の状況 (n=341)



#### 2.5.2 土地所有者に解体を頼まれた場合の対応(Q7)

66%の回答者が解体を検討する一方、地主に頼む、協力すると回答したも 20%であった。

## 2.5.2地主に解体を頼まれた場合、どのように対応するか (n=24)



#### 2.6 空き家の今後について

#### 2.6.1 空き家を今後どうしたいか(Q11)

解体したいが37%と多く、次いで購入者を募集したいとなっている。 その他の回答は、まだ、何も考えていないとの回答が多かった。

#### 2.6.1空き家を今後どうしたいか(n=353)※複数回答

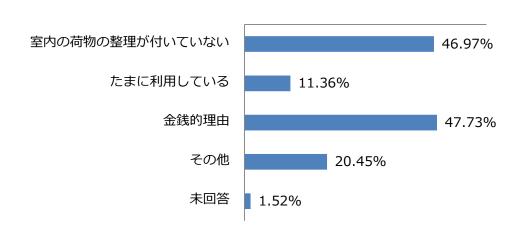


#### 2.6.2 今まで解体しなかった理由(Q13)

Q11 で解体したいと回答した人で今まで解体しない理由は、金銭的理由が 47%、ほぼ同じで荷物の整理がついていないとなる。

2.6.2今まで解体しなかった理由(n=132)

※複数回答



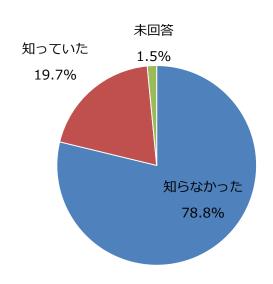
#### 2.6.3 沼田市の不動産事業者へ情報提供を希望するか(Q14) 希望すると回答した人は 59%であった。

#### 2.6.3不動産業者へ情報提供希望者(n=127)



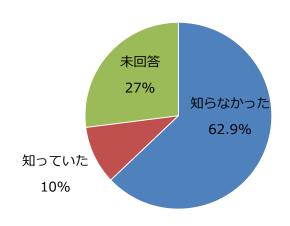
- 3 空き家の制度周知状況について
- 3.1 空き家解体補助金について(Q12)空き家の解体補助金にについて、78%が知らなかった。

#### 3.1空き家解体補助金について (n=132)



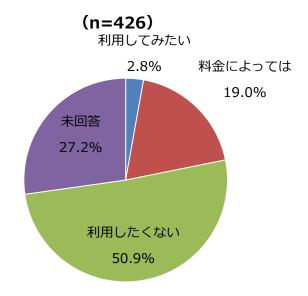
- 3.2 空き家管理代行サービスについて
- 3.2.1 空き家管理代行サービスを知っているか(Q15) 空き家管理代行サービスを知らない人は62%で半分以上あった。

3.2.1空き家管理代行サービスを知っているか (n=426)



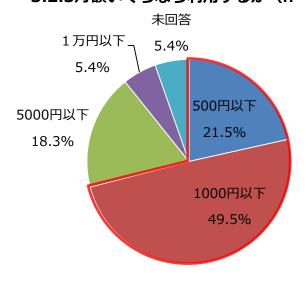
#### 3.2.2 空き家管理代行サービスを利用してみたいか(Q16) 利用したくないが 50%で半分を占めている。

#### 3.2.2空き家管理代行サービスを利用してみたいか



#### 3.2.3 月額いくらなら利用するか(Q17) 月額利用料は、1000円以下が、71%で多くを占めている。

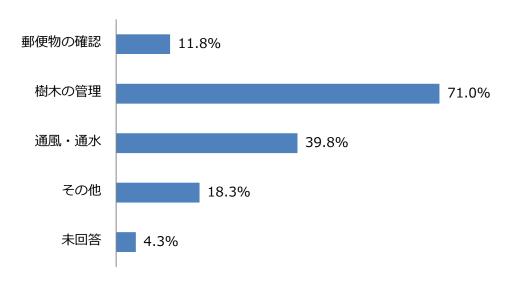
#### 3.2.3月額いくらなら利用するか(n=93)



#### 3.2.4 利用したいサービスについて(Q18)

利用したいサービスについては、71%で樹木の管理となっている。その他の意見でも、除草作業、外観の確認という回答があった。

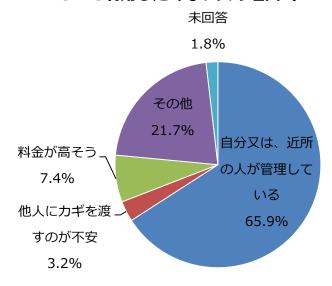
#### 3.2.4 利用したいサービス (n=93) ※複数回答



#### 3.2.5 利用したくない人の理由(Q19)

利用したくない人の理由は、65%で、自分又は近所の人が管理しているとなっている。その他の意見は、親族が管理している、解体予定などであった。

#### 3.2.5利用したくない人の理由(n=217)



#### まとめ

#### 1. 空き家所有者の年齢と相続

空き家の所有者の大半が60歳以上であり、10年以内に空き家を相続により、取得した人が多いことが分かった。

#### 2. 空き家の耐震性、古さ

空き家の大部分は、昭和 56 年以前の旧耐震であり、利用するには、耐震性の確保や、リフォーム等出資も必要になる。

#### 3. 空き家の管理状況

ほとんどの空き家は、適正に管理されているが、前段の所有者の年齢を考えると今後の管理状況は不透明である。

空き家管理代行サービスも今のところ需要が少ないが、管理している所有者 等の年齢からすると今後の需要は出てくるのではないかと思われる。

また、何も管理されていない空き家は、危険空き家予備軍であるため、細やかな対応が必要になる。

#### 4. 空き家の名義

空き家は、名義変更登記がされていないもの多数あり、その理由は、困らないためとなっている。相続人の急死など、不慮の事態に陥ったとき、名義変更が困難になる可能性があるため、名義変更登記を積極的に行う周知が必要と考えられる。

#### その他施策に対する意見(Q22)

- ・仕事で倉庫として使っているので人は住んでいませんが、頻繁に行き来して います。倉庫として使用する目的で購入しています。
- ・蔵はそのまま保存しメンテナンスを継続。物置は解体したい。母家は古民家 であるので材料などほしい人がいれば買い取りと解体を含めて見積をお願い したい。業者がいれば紹介してほしい
- ・解体の補助金は家が大きい場合は、ほとんど意味が無い。(固定資産税増額) 解体後の土地利用が見込めなければ、負の経済行為である。解体した後の土 地利用も一応検討したが、アパート等は問題外。太陽光発電も 50kw 以上の 場合接続する送電線の費用まで負担となり現在の買い取り単価では不可。利 根町薗原のような僻地はいずれ老人だけになり、空き家は加速度的に増加し ていく。今の段階では行政のすることは孤独死の防止、借りたい人、買いた い人を探すのは困難だと思います
- ・解体の料金はどのくらいでしょうか。
- ・管理代行サービスについては、今後の利用する必要が出るかもしれないので 情報があればぜひ知りたいです。すぐ裏に親戚の家でいま住んでいないとこ ろもあり、知らせたい気持ちもあります。
- ・現在 1 軒の居住者へ建物が古いので立ち退きを要請しています。その後解体 して、駐車場等の利用を考えたい。
- ・古民家としてロケーションがいいので活用出来ればと考えています。土蔵は カラオケ等の集会場に改築し開放活用
- ・沼田市内の兄弟もカギを持っています。お墓もあり、妻も坊新田の生まれで す。小田原から南郷町に住みたいと思っていますが急には。去年も来ていま す。了源寺の住職とは年齢が1つ違いです。
- ・東京の不動産会社に依頼してみましたが、群馬県の不動産会社に話をすると ほとんど、相手にされなかったと言われました。金額もかなり低くても構わ ないので、何とか売却出来ないものでしょうか。ただ、そのときに、家の解 体等をしなければならないとなると、その分は価格の中に入れないと解体す る事が出来ません。最悪の場合、自治体等に寄付をすると言う事も考えられ ますが、その場合、家の解体が必要になるのでしょうか。
- ・物置を休憩所にし、母屋は利用者がいれば貸してもいいが、古民家なので移 築利用を希望している。

- ・相続に関し、色々と細かいことがあり、現在、落ち着いておりますが、諸事情がございまして、なかなか前に進まない状況です。いずれ、ご相談に伺うつもりでおります。その時は、よろしくお願いします。
- ・1,2 ヶ月前に鞍城建設の方から連絡があったのですが、私が県外にいるもので すから、その後ちょっと進んでいるのか分かりかねます。
- ・市として今後空き家施策を進めるならば、私も空き家があるが週1回以上点検をしているが、私の家の近くにも空き家があり1年以上所有者が点検等で来ている様子もなく雑草、雑木が茂っている。この機会にアンケートを回収してデータベース化するだけでなく、市として、例えば、Q5のほとんど何もしていないと回答した人、またアンケート未回収の方に点検等指導してほしい。空き家管理代行サービスについて、市のホームページになければ詳しく載せてほしい。
- ・空き家は増加すると思います。家もなく駅などで寝ているホームレスの人た ちに利用してもらえればいいとます。
- ・今は管理出来るが、年齢と共に管理が出来なくなるので寄付して有効利用してもらいたい
- ・所有者の長男です。土地及び建物の管理をしています。
- ・解体を検討するとしましたが、周りにも古い家があるので様子を見たいと思っています。
- ・子供の頃からの懐かしさがあり、なかなか決められない
- ・まったく自分だけのものではない。伯父が死亡して自分の姉妹、母方のいと こもまとめ上げる自信も気持ちも今はない。特にいとこは住所不明のもの長 野千葉に住んでいるものいる。
- ・798-2 の土地に接する802-甲より入り口部分を借りていた。800-1 と799の間に道がありそこを利用していたが15年間ぐらい空き家にしてしまった間に799-1(三国自動車)の車の展示場の部分が道の半分ぐらいを喰ってしまい現在道として798-2 にいけない状況になっている。どうにか検討を願いたい。
- ・建物を解体したら、跡地を売りたい。不動産屋を紹介してほしい。
- ・義母が再婚しており、義母の一人息子○○○××は11年前に他界しており、 嫁の私が義母の面倒を見ています。いずれは、○家と相談して空き家解体の 方向で処分したいと希望しております。

- ・弟と妹が使っている
- ・年にある程度行き風を入れたりしています。ご近所に迷惑がかからないよう に庭の樹木を全部撤去して草も出ないようにシートを引いています。全面的 に迷惑がかからないようにしていますがこちらも気を遣っています。
- ・災害などで家を亡くした人たちに協力できれば
- ・出来れば解体したいのですが、どのくらいお金がかかるか知りたいです。
- ・物置として利用している
- ・3 名で管理している
- ・物置として利用
- ·解体補助金利用
- ・公道に係る植木や草などの対策とか委託管理して頂けたら、植木の手入れ、 整理片付け、解体等の業者を教えて頂けたらと思う。
- ・私は体の調子が良くありません。○○××との関係は私の兄です。実は金を400万くらい貸していて、金を返済してくれないから、所有権を移転した。 金沢と沼田ではどうにもならないし、解体したいのです。それでもお金がないので困っています。市役所で何とかなりませんか。
- ・空き家の実態は様々だとは思いますが、立地が悪かったり子供も不在や夫婦とも高齢の場合夫婦とも相談出来ないので、寄付等色々な情報についてわかりやすくご教示頂ければ幸いです。このアンケートを元に相談に乗って頂けると助かります。
- ・年寄り年金生活で空き家にお金を使う余裕がなく、台風で何か飛んで他の家 に迷惑が係らないか心配です。出来ることなら自治体等に寄付して、榛名幼 稚園の駐車場など何か利用してもらえればと思います。
- ・解体補助金の増額
- ・解体も考えたが費用が高い。近隣も空き家が多いので一括して市の方で有効 利用を考えたらどうか?
- ・空き家をどうして良いのか分かりません。処分についても姉の行方が分からず、相談も進んでいません。自分も自分の生活をするのがやっとです何か良い方法があれば。
- ・家の処分を含め相談をお願いしたい。
- ・自治体に寄付をしたいと思っています。具体的な手続き、方法を連絡ください。購入者を希望していますが、見つかりません。

- ・解体する時に参考にしたいので解体業者等何件か知りたい。現場に立会いし なくても信頼できるか心配
- ・片付けが大変だしお金がかかる。相談する人があまり居ないのでどうしていいいかわからない。家賃は安くていいので賃貸で誰か住んで欲しい。
- ・解体費用の補助がもっと上がれば解体する人が増える気がします。
- ・家を建替えるには、山が崩れるから、町田に建てた。